

「土地利用転換行為に関する運用指針」の変更のお知らせ

市は、平成 18 年に「土地利用転換行為に関する運用指針」を公表し、開発事業等の立地審査や農振除外審査の指針として運用をしています。

この指針については、環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、農業振興整備計画などの市の方向性を示した計画に基づき、具体的な利用に即した内容としていますが、このたび可児市総合戦略における定住・移住の促進を目的とし、平成 29 年 4 月 1 日より新たな運用指針として内容を変更することとなりました。

○土地利用の区分

土地利用転換行為に関する運用指針を示すにあたり次の 5 つの地域に分類しています。

①用途指定地域

②農用地 A 地域 . . . 「農業振興地域内農用地区域」の農用地・農業用施設用地であって土地利用転換行為に関する運用指針による農用地 B 地域以外の区域にある地域

③農用地 B 地域 . . . 「農業振興地域内農用地区域」の農用地・農業用施設用地であるが都市的土地利用をある程度受け入れる地域

④山林 . . . 保安林及び用途地域内を除く地域森林計画対象民有林

⑤その他の用途無指定地域

○主な変更点

・農用地 A 地域及び農用地 B 地域の指定エリアの変更

『可児市 土地利用方針図』（平成 29 年 4 月 1 日より運用開始）を参照

・転換基準の設定変更

『土地利用転換行為に関する運用指針』（平成 29 年 4 月 1 日より運用開始）を参照

※この運用指針は土地利用転換行為に関する市の考え方を示すものであり、実際の農振除外及び農地転用許可については個別法による判断となります。

【お問い合わせ先】

可児市建設部建築指導課土地利用係 0574-62-1111（代表） 内線 2244

// 観光経済部産業振興課農林係 // 内線 2341